

製造業やサービス業の皆様へ

製造業、旅館業や洗たく業などの事業を行っている方、又はボイラー（冷温水発生機等も含む）を使用している方は、事業を始める時のほか、以下の場合に水質汚濁防止法や大気汚染防止法の届出が必要となる可能性があります。

- ・ 代表者が変更した。
- ・ 事業を引き継いだ。
- ・ 住所が変わった。
- ・ 機械、ボイラー等を追加、更新又は廃棄する。
- ・ 排水処理施設を追加又は更新する。
- ・ 廃業した。



ご相談はこちら
山形県村山総合支庁
環境課 環境保全担当
〒990-2492
山形市鉄砲町二丁目 19-68
電話番号：023-621-8419
023-621-8429